



令和5年度一般会計当初予算・・・ 2 P

一般質問・・・・・・・・・・・・ 4～11 P

広域連合報告・・・・・・・・・・・・ 11 P



# 令和5年度 一般会計当初予算を可決

総額 19 億 2,581 万円

田の原観光施設の解体撤去に 7,731 万円

3月定例議会は3月9日に開会、2日目を23日に行い、令和5年度一般会計を含む議案全てを原案どおり可決し、その日に閉会した。2日目の一般質問には、西村祥夫氏、三浦征弘氏、倉橋孝四郎氏、下出謙介氏の4名が登壇した。

## 《令和5年度 一般会計当初予算概要》

令和5年度の一般会計当初予算案は、歳入歳出総額19億2,581万2千円、前年度と比較して2.1%の微減となった。令和5年度の主な事業は、下記のとおり

### ○御嶽山安全対策（ハード事業）

安全対策として、八丁ダルミ規制ロープの設置、王滝頂上避難施設トイレ改修、9合目仮設監視小屋解体等を実施する。

### ○田の原線バス運行委託

木曽福島駅～田の原の路線バスの3年ぶりの運行を予定する。（期間は7月上旬～10月中旬の土日祝日・1日3便）

### ○田の原観光施設解体撤去

令和5～6年度の2ヶ年で既存施設の解体を予定し、令和5年度は田の原山荘他2施設の解体を予定する。

### ○移住定住対策住宅補助金

移住定住する目的で住宅を新築、または新築住宅又は中古住宅を購入した方に経費の一部を補助。上限200万円＋最大加算額200万円（転入、新婚、子育て等）

### ○奨学金返済支援助成

各種奨学金により進学し、I・Uターンして村に住み村内外で働く方の奨学金返済額に対して補助する。単年度の補助上限額24万円、最長5年間。

### ○有害防除補助金

電気柵設置、追い払い用花火購入に係る経費を補助する。令和5年度から補助率を7割に引き上げる。

### ○有害鳥獣駆除報償金

報償金は、被害が特に深刻なサルの捕獲報償金の見直し（1.5万円→2万円）を行い、捕獲による被害の防止を図る。

## 《一般会計当初予算 質疑》

**（問）吉田** 御嶽山九合目監視小屋は解体とあるが八合目に移設するという考えはないか。

**（答）総務課長** 田の原から王滝頂上までの間、王滝口には休憩スペースが何もないというこ

とで、庁内でも検討したが、小屋をどう維持管理していくかという問題もあり、今回解体撤去という結論に至った。

**（問）吉田** 奨学金について、ここ何年も貸付額は変わっていないと思うが、貸付限度額の上

限を引き上げることは可能か。

**(答) 教育次長** 条例を改正すれば限度額を引き上げることは可能である。

**(問) 吉田** 村の奨学金の他に、複数の機関から借りるケースも多いと思う。できれば他から借りなくても済むような上限額の設定にしても良いのではないか。

**(答) 教育次長** それについては、教育委員会としても前向きに検討していきたい。

**(問) 吉田** スキー場の修繕費について、来年度かなり高額な予算が計上されている。索道施設の修繕だと思うが、他のスキー場と比べて高いということはないか。

**(答) 総務課長** 第5クワッドリフトと第7クワッドリフトの握索機のオーバーホールを予定している。以前指定管理者が自社整備を行った時もあったが、不具合が発生し結局メーカーである日本ケーブルに整備の再委託をするといったこともあった。現在は索道の修繕に関しては、安全輸送を最優先に考え、メーカーに全て委託している。

**(問) 吉田** お客様を安全に輸送することが最も重要なことではあるが、メーカーの言いなりではなく、交渉し少しでも経費を抑えていくことも必要であると思う。

## 一般会計補正予算で和解解決金 2,000 万円

### 追加議案「訴訟上の和解について」を賛成多数で可決

御岳スキー場前指定管理者らである(株)アンカー、(株)王滝ツーリズムが原告となり、王滝村を被告として起こされた「おんたけスキー場指定管理者の指定を取り消す処分」の取り消しを求めた訴訟について議会2日目に追加議案として上程され、賛成多数で可決した。

主な内容は、原告(株)アンカーに対し、本件解決金として2,000万円を支払うことを認める等。理由として、長野地方裁判所から職権による和解勧告がなされたこと及びこの和解により原告らと被告との間の紛争が早期に解決することを勘案した。

#### 《補正予算質疑》

##### (訴訟上の和解について)

**問 (倉橋)** 賛成しがたい事があるので確認を踏まえて質問する。「(本件に関し)他に何らかの債権債務が存在しないことを相互に確認する」とある。「指定取消処分取消請求事件」について和解案が今回提出された訳だが、当村が危惧すべきは今後、本件以外の案件で原告から再度訴えられる事は無いかという事である。説明

を求める。

**答 (村長)** 議案の和解条件である(5)なんらの債権債務が存在しない事を相互に確認するという事は前号(4)の条件で原告らは本件訴えを取り下げとあるので原告は指定管理の取り消しを取り消す訴えを取り下げる事になる。その為、原告は指定管理者を取り下げられた事による損害についてそれを村に請求しない事を5号で確認するという事で5号の条文がはいっている

**問 (倉橋)** 再度確認をする。原告から「指定取消処分取消請求事件によって生じた損失を賠償してください」といった類の訴訟、またはこれに付随する訴訟は、この和解勧告に承諾する事で今後訴えられる事はないという認識でよいか?

**答 (村長)** 長野地裁での和解内容に「なんらかの債権債務が存在しない事を相互に確認する」とあるため、損害賠償請求は訴訟の対象とならないのでそのような事はない。

**問 (西村)** 村の対応が拙速に過ぎたという裁

判所の見解は非現実的と思う。一年以上も時間をかければ次のシーズンもやらせることになって、そんな選択肢はあり得なかった。アンカーのいい加減な実態を議会が知ったのは令和3年2月の委員会だったと思うが、その時から相手には早く通達をすべきと議会は言ってきたはずで、遅くともシーズン終了直後には伝えるべきだった。9月末を回答の期限としてアンカーに伝えたのが6月、9月末を過ぎて12月まで回答の督促すらやっていなかった。そこは村の落ち度であり認識も甘すぎた。責任を明らかにすべきという村民の強い声があるが、村民への説明はどうするのか。

**答(村長)** 村民への説明については、書面を開示した後、しばらく時間をおいてから行うよう考えています。責任については、村民の声を聞く中で考えたい。

**問(西村)** 書面は分かりやすいもので出してもらいたい。個人的には2000万円で済んで良かったとの思いもある。もっと高額な請求をされることも予想された。いずれにしても責任は果たしてもらいたい。

**(問)吉田** 任期満了後の協力隊員が定住するための住居修繕費として150万円が計上されているが財源は何か。

**(答)企画推進室長** 100%国の特別交付税である。

**(問)吉田** 当人にはこれから定住していくという意思の確認はしっかりととっているのか。

**(答)企画推進室長** 今回の補正予算を計上するにあたって、しっかりと定住の意思は確認している。

**(問)吉田** 来年度は移住定住促進対策として修繕費上限100万円補助率2/3という予算が計上されているが、協力隊員は100%の補助率であり、これから移住しようとする者との間に不公平感が生じる気もするがどうか。

**(答)企画推進室長** 一定期間以上は定住してもらうことを前提に、両者にできるだけ不公平感がでないような仕組みを検討していく。

## 一般質問 村政を問う

本文は答弁も含め質問者の執筆をもとにしています

### スキー場検討委員会の設置を

西村 祥夫

#### 【スキー場について】

**問** スキー場のあり方、存続の可否についての検討委員会を設置するとしていたが、いつ設置するのか。委員の構成や討議の進め方はどのように考えているのか。5年度においては、指定管理料以外に多額の補助金を計上しているが、スキー場側にはより以上の経費削減努力が求められる。それが補助金支給の必須条件と考えるが、村はどのように対応するのか。

**答(村長)** 委員会の設置要綱等は現時点で制定していない。検討組織については、関係条例の改正や、報酬の予算措置が必要となるため、設置は早くても議会6月定例会後となる。委員構成については、公募による一般委員を全体の半数程度、他に、有識者、また、観光・商工関連団体、村議会からの推薦、村長が必要と認める者を中心として検討している。委員数としては、15名か20名予定。討議の進め方については、“存続” 或いは正反対の“休止” ありきでなく、あらゆる選択肢について、それぞれのメリット、デメリット、実現可能性、財政や人的問

題など、多方面の協議をいただき、方向性を探  
っていただくことを考えている。協議には長い  
時間が必要と認識しており、提供する資料もか  
なりの量となることが考えられる。また、検討会  
の協議結果が「複数論併記」という形も想定さ  
れる。いずれにしても、今回設置する検討会は  
村長の諮問機関とする位置付けは考えていな  
いので、検討会の協議結果については、真摯に  
受け止め、村議会と協議を進めたいと考えてい  
る。基本協定に基づく指定管理料については、  
従前のおおりに、基本協定に定められた用途対  
し支払うものとし、物価高騰に対応する補助部  
分については、令和4年度中に補正計上した補  
助金同様、用途を限定した「実績補助」を行う  
こととしている。また、令和5年度の「年度協  
定」については、締結後速やかに開示したいと  
考えている。年度協定締結にあたり、指定管理  
者と経費削減について協議を始めている。

**問** 検討委員会は、遅くとも夏前には発足す  
べきと思う。委員はあまり多くないほうが良い  
と思う。あまり多くても意見がまとまらないな  
どの弊害が出るのは過去の例でも明らか。また、  
村民アンケートを実施することも検討しては  
どうか。いずれにしても時を置かずに早く進め  
るべき。来シーズンに向けては、村の出費が増  
えることは避けなければならない。余分なこと  
はやらないことが必要。また、年度協定につ  
いて、今まで議会に示されたことはないが、いつ  
締結するのか。議会にも早めに示すべきと考  
える。

**答(村長)** 年度協定は、シーズン終了後に締結  
するように調整をしている。ざぶんなども含め  
て経費削減に向けた協議をし、議会側にも示し  
たいと考えている。

**問** 経費の削減については、特にざぶんやチャ  
ンピオンなどをやめることが補助金支出の前  
提条件だと考える。このことは議会の総意とし  
て重く受けとめてもらいたい。場合によっては  
補助金の減額修正もあり得る。いずれにしても  
早く進めてもらいたい。

#### 【回状について】

**問** 回状等の配布は、人口減少と高齢化が顕著  
になっている現状にはそぐわないと考える。特  
に住民の多い部落においては区長の負担が大き  
く、仕事を休んで対応せざるを得ないことも  
ある。全戸に配布されるまでに日数がかかり過  
ぎるといふ弊害もあり、早急な見直しが必要と  
思われる。村の現状認識と今後の対応について  
お聞きしたい。

**答(総務課長)** 回状の配布数については、行政  
連絡員会議においても「配布物が多い」とのご  
意見をいただき、各区長さんからも「隣組に配  
るだけで2時間かかる」といった声を伺ってい  
る。世帯数の多い区長さんには、多大なご負担  
をお掛けしていることは認識している。昨年1  
月から12月までの配布実績だが、全戸配布と  
回覧を合わせ322件。その内約4割が回覧。ま  
た、配布数の内、外部機関からの依頼が37%  
村の対応としては、紙媒体の配布を減らすよう  
「役場だより」や「広報誌」への集約、或いは  
全戸配布から回覧へ変更しているところだが、  
これ以上の紙媒体の削減は、困難である。今後

の対応になるが、現在、木曾広域連合が「自  
治体DX・地域ICT利活用推進本部」を設置  
し、木曾広域連合と郡内6町村が一体となっ  
て住民の利便性向上などを目的とした取組  
を予定。各町村のヒアリングでは、当村同様  
に配布物の問題が各町村共通の課題として  
取り上げられ、利活用推進本部では、「ケー  
ブルテレビを利用した情報の共有化」が令和  
5年度の優先検討事業とされている。不確定  
だが、令和6年度に実施する予定となってい



木曾郡スキー大会でにぎわう御嶽スキー場

る。当村も推進本部に参加するので、その場で具体的に検討したいと考えている。郵送については、現在 360 世帯ほどあり一部は郵送しているが、全戸に郵送すると月 2 回、年間 24 回で、およそ 110 万円ほどかかる。

**問** ケーブルテレビでの周知だが、お年寄りはいかなかなか見ないと思う。郵送にかかる経費が 100 万円程度は予想しているが、スキー場に出している費用に比べれば微々たるもので、村民に対する説得力はまったくない。職員が配ることも検討すべきではないか。360 戸であれば半日もあればすんでしまう。なぜこのようなことを言うかといえば、村民と職員の接点が稀薄で、役場に行っても知らない人ばかりというお年寄りも多い現状があって、村民と触れ合う機会を作るという意味からもやってもいいのではないかと考える。

**答(村長)** ケーブルテレビの利用というのは、紙を少なくするという意味合いもある。職員による配布については庁内で検討したい。今すぐにはできることとしては、隣組ごとに仕分けして区長さんに渡すようにすることと考えている

**問** 隣組ごとに仕分けして区長に渡すというのは良いと思う。また、職員による配布も年に何回かはやっても良いのではないかとと思われるので検討してもらいたい。

## 職員募集に対する懸念

三浦 征弘

### 【職員の募集について】

**問** 過日の役場だよりに「職員の募集若干名」とあった。これ程募集して将来問題は起きないか？

**答** 問題は起きないと思う。今回は 3 名退職して 1 名募集した。

**問** 16 年前村の人口は 1100 人超だった。今はごらんのとおり (600 台) だ。これから 5 年後はかなり減少する。このため職員の仕事がない状態が発生する。これを心配する。

### 【三浦太夫について】

**問** 三浦太夫 800 年祭をやらねばならない状況にある。それには施設を作らなければならない。村は村誌で朝比奈三郎義秀と決定した。これを観光に生かすためにだ。その像？ (又は何らかの記) を作らなければならない。援助してもらえないか？

**答** 村誌では「三浦太夫は朝比奈三郎義秀と伝わる一」としているが決定も断定もしていないのでご理解を願いたい。区が「先祖を祀るため一」(であれば)これにはお答え出来ないが観光的に言い伝えることは良いことと思います。700 年祭は奉賛会として有志でやったことと理解している。

**問** 木曾町は朝比奈三郎義秀は巴御前の子一と言っているからそれで観光に生かすことは良いことではないか。

**答** 最初の答弁で理解願う。

### 【農業委員会について】

**問** 村長はこの会にほとんど出席しないが私は出席していろいろの指示や考えをすべきと思う。荒廃している農地をどうすべきか大変難しいが委員と一緒に考えてはどうか？

**答** 農業委員会は地方公共団体の長から独立した委員会であり必ずしも出席する必要はないと思う。要望があった場合のみの出席が良いと思う。

**問** その考えはおかしいと思う。村長は村内全般の村長でありスキー場問題だけの村長のようには見えてならない。

### 《まとめ》

これから村の人口は激減する。当然人口が減れば職員の仕事も減少する。職員は社協・公民館他の施設に分散させているがそれ程忙しい状況には見えないのはかなりの人が感じているのは耳にする。

三浦太夫は区として祀るのは今までの施設で十分。しかし観光的に生かすには今の施設では不十分。自然湖を見て区に来て知らないで帰る観光客もいるからだ。目立つような場に三浦太夫を飾るのは残された私達の使命である。当然村長や議会議長の責任でもある。今やらねば

永久に出来ない。三浦太夫自体も忘れてられてしまうからだ。

農業委員会についても誰が村長になっても難しいが出席していろいろ協議する必要性はある。村長は村全体に目を配るべき使命がある。

## 住民サービスと観光のバランスを

倉橋 孝四郎

### 【スキー場の位置付けどう考えているか】

**問** 指定管理料も含め維持管理費で多額の経費がかかっている一方で、村内雇用や経済循環、冬季来村に一役買っている施設でもある。それらを踏まえ、これから先の地域づくりを考える上で、スキー場をどのような位置付けで考えているのか。

**答(村長)** 御岳スキー場は1961年に高原ゲレンデにエンジン式のスキーリフトが建設されて以降、60年以上の歴史がある。御嶽教信者の寒参り以外に冬季間の来訪者がなかった当村いものがあった。しかしながら、現状は、入込者数が大幅に減少し、それに伴う宿泊施設の減少、また、スキー場運営の収支悪化による指定管理料や、老朽化した施設・設備の修繕費の増加など、以前とは比較にならないほど変化している。これから先の地域づくりにおける今後のスキー場、雇用環境や経済波及効果も含めて検討委員会での協議結果を受けての判断となる。

**問** 半年で約3万5千人訪れる観光は現在の王滝ではない。コストがかかり過ぎているので費用対効果は高くない一方で、移住という側面、仕事の創出・雇用、等の側面を見た時のメリットもあると思うがどのように考えているか

**答(総務課長)** 観光集客という面で存在価値はあり、スキー場を存続させる、そういう意味で指定管理料や老朽化施設に予算計上した。ただし費用対効果の事を考えた時に厳しい状況

なので、財政シミュレーションやありとあらゆる資料を用意して、雇用の状況、経済波及効果等、多方面から検討会で協議してもらう認識である。

**問** 現指定管理者との契約では令和8年までの契約となっているので、一つ一つの判断を慎重かつ誠意をもって進めてほしい

### 【子育て支援の規制緩和と支援強化を】

**問** 昨年6月の一般質問で保育園の規制緩和を挙げた。その後行政側で保護者と話をする機会を設けていたと思うが、どのような事が話し合われたか。

**答** 保護者懇談会では、①育児退所廃止について。(産前産後3ヶ月の期間を無くして、上の子が以上児になるまでの預かり。若しくは、母親が心身共に疲労状態から回復して、乳児と上の子を一緒に見られる期間までの預り) ②産休期間の延長について(職場の産休が2カ月前から取得が可能であるため、産休に入った時点から産前の預かり)。③育休理由の内容について(保育園の育休で預かれる規定を明らかに。どういった場合が良いのか、ダメなのかが判らない)。④規制緩和について(保護者の疾病や心身の障害による場合には医師の診断書が必要なのかどうか。自己判断までを認めてもらえるように緩和を要望)。⑤一時預かりについて(出産時期の緊急預け先や制度、家庭の都合やリフレッシュ



2月9日、経済産業常任委員会でスキー場施設の視察を行った。

ユのための短期預かり)。以上が主な意見で、答えられるものについてはその場で回答をした。答えられなかったものについては、後日個別に回答したが、「保育園側からきちんとした回答が無かった」とのお声があり、対応の不備があったことを先日の保護者総会の場でお詫びした。

**問** 保護者からの意見が何よりも大切。同時に現場職員の事情があると思うので相互に忌憚なく話あえる機会が必要。様々な保育施策を実現してくれているが更なる支援強化として、育休退園の廃止・未満児預かりの要件や入所基準の緩和が必要だと考える。これらの環境を整備する事が総合戦略に明示されている「安心して子育てが出来る地域社会」に繋がると思うが、現状はどのように考えているか、また、今後の計画は？

**答（教育次長）** 当園では、昨年4月から3歳以上児については「就学に向けた集団生活をさせたい」との理由により、全ての対象児童の受入れを開始した。よって、3歳以上児の入所基準の緩和は完了している。未満児の受入れについては、村長施策として昨年4月から未満児保育料の無償化が始まったので、行政サービスの公平性を保つために明確な入所理由の確認が必要であると認識している。その一方で、雇用環境の変化や、出産後の子育て負担軽減にも対応が必要。産休による受入れ期間を従来の3ヶ月から6ヶ月に延長し、入所条件の緩和も可能な限り対応した。しかしながら、その後も保育所運営委員会や総合教育会議の場においても議員と同様の意見を聞いている。過疎化、少子化の進行する当村においては、保育園が単なる子どもの預け入れ施設というだけではなく、移住定住のための重要施設としての期待度が増していることを実感している。その状況を踏まえた上で、保育園の職員会や福祉健康課との協

議を進めたい。村内で子育てをする全ての保護者に対して、公平な支援が行き届くためにも、保育園に「入所する・しない」といった各家庭の選択により行政サービスの偏りが無いよう、出来るだけ公平な受入れ体制や、新制度の創設が必要。後々の子ども達の健やかなる成長を促していくためにも、しっかりとした親子関係を築くための家庭と園での健全な保育環境を前提として、定例教育委員会や保育所運営委員会、総合教育会議でも議論を重ねていきたい。新たな計画については、私案としては幾つかあるが、まずは関係会議に諮ったうえで、お示しをさせていただきたい。

**問** 前向きに検討しているのは良いが、保護者以外の意見が尊重され、現在の保護者の意見が通らない事がある。今の保護者の意見をしっかり聞いてほしいし、あらたな制度設計を検討するなら今の保護者の声を反映させてほしい。

**問** 内閣府の制度によると、保育を必要とする事由として新たに加えられた事で「育児休業取得中に、既に保育を利用している子供がいて継続利用が必要である事」と掲げられているが、当村では育休退園が行われていると聞いている。保育を必要とする事由に該当しているのに退園しているのは何故か。

**答（教育次長）** 育休退園に関しては保育に欠けるという認識。この件に関しては保護者にも伝えている。産後の預かり期間を2カ月から4カ月に延長した。保育園に入所しているから、仕事をしているから育休がとれるのであって、保育園に預けず家庭で保育をしたい人もいる。保育園に入所しなければそのサービスを受ける事ができない。保育所に入園する入園しない、仕事をしているしていない、その条件によって保育のサービスの偏りがあってはいけない。それは家庭への補助でもよいと思っていて新しい制度の創設が必要になるのかもしれないの



で、関係各所と調節していきたい

**問** 国の方針も、こどもファーストの経済社会を作りあげる事、を重要視している。当村も昨年度から中学校休校、小学校も児童数ゼロの学年もあり、かなりスピード感をもって対応しなければ保育園小学校の継続までも困難になる可能性はある。そうなる前に保護者の意見にしっかりと耳を傾け、今の時代に沿った制度設計、規制緩和を強く要望する

**【行政懇談会の意見反映どのように】**

**問** 先日行われた行政懇談会では村民から様々な意見が出ていたが、今後、それをどのような計画で進めていこうとしているのか

**答（総務課長）** 昨年12月に開催した行政懇談会では、9地区、70名ほどの住民の皆様に参加をいただいた。多方面にわたり、数多くの意見、要望をいただいた。全般的に村からの情報提供が確実に行われていないという印象を受けた。村の情報発信をタイムリーかつ、的確に行うことが重要と考えている。また、個々のご意見、ご要望については、緊急度に応じ、個別に対応することが基本と考えている。

**問** 人口減少や高齢化により、地区の維持が困難なケースがすでに出てきている。その中で、例えば、防火水槽の除雪や用水の落ち葉とり等の公共性の高い案件に関しては協力隊や集落支援員に適度な頻度で介入してもらえないか。そうする事で、住民サービスの向上に一役買い、村のリアルな課題感を感じる事ができ、その後の活動に繋げていくこともできる。公平性を確

保しながらの実施なので課題は多くあるが実現可能か。

**答（総務課長）** 平成18年の財政危機以降、自立計画の中で掲げた「自助、共助、公助」の考え方が現在でも根付いていると思っている。冬季間における地区内の除雪作業であったり、お祭り前の環境整備もその一例。しかしながら、過疎化、高齢化が確実に進行しており、「自助、共助」の部分が以前と比べ、機能が低下しており、その分、必然的に「公助」、行政が担うウェイトが大きくならざるを得ないとする。住民ニーズに対応する手法としての「マンパワー」を如何に確保するかが課題となっている。限られた職員数の中で全てを行政職員が担うことは出来ない。そのため、協力隊・集落支援員の業務として、公平性を確保しつつ職員の業務を補完していくことも、今後の検討材料となり得ると考える。

**問** そのような課題が今後急速に進んでいく事が容易に想像がつくので計画的かつ確実に行われていくように要望する。

**空き家を活用し持続可能な村へ**

下出 謙介

**【空き家に対する総合的な対策について】**

**問** 空き家は、少子化・高齢化、自然減少と言った事により急速に進む中、適切な管理が行われていない空き家が増加してきており、この事が、防災、防犯、火災予防、衛生、景観、観光といった面からも大きな問題となってきた。地域住民の安全性の確保や、生活環境の保全などに向け、空き家対策を適切、且つ円滑に進めていただきたい。

**答（企画推進室長）** 空き家総合的対策として平成26年に空き家などの適正な管理に関する条例を制定、空き家の所有者に対して文書などにより適正な管理を行っている。村内の空き家状況は、空き家55物件・空き家バンク登録8物



大勢の村民が傍聴した3月定例会2日目

件・賃貸4物件・住宅活用2物件。移住定住促進対策補助金は、村民の定住や村外からの利用促進を目的とし住宅に関する使用の一部を助成するもの。

**問** 村内全体で、空き家が何割ほどまでになってきているのか。

**答（総務課長）** 村営住宅含む360戸、木造350戸・鉄骨など含むと400戸程度、この内55戸が空き家となる。全体の割合は14パーセント弱が空き家となる。

**問** 高原地帯の建物、スキー場ゲレンデ内にある、今全く使われていない建物、また、旧営林署跡地に放置されている建物、温泉施設、教育交流センターの建物など、諸処至る所に空き家化とされ放置されているこういった建物の計画、シミュレーションは？

**答（総務課長）** 旧営林署管内原野においては国から適正な管理を行うことの回答があり春以降協議を行う予定。公共施設など、管理、個別計画は行っているものの、現状では難しい。しかし田の原施設は今年解体予定としている。また他施設において解体など今の財政状況では厳しいが現状の財政規模などクリアしながら実行していきたい。

**問** 動物のねぐら化となってきたおる建物も目立ち始め、夏場などは悪臭 蚊の発生など、生活環境を脅かしてきている。こういった住民からの声を受け止め、適正管理を引き続き要望する。

### 【Iターン・Uターン、親子世帯に向けて】

**問** 空き家をしっかり整備した上、子供留学、親子留学の事業を進めたらどうか。

**貸家** 本宮郡王滝村 賃料 4万円  
中越  
村の中心にほど近い中越地区の空き家です

**商談中**

0264-48-2172  
http://www.will.otaki.nagano.jp/  
kikaku@will.otaki.nagano.jp  
08:30 - 17:15  
土・日・祝・年末年始

TEL 080-2235-3689  
〒397-0201 長野県本宮郡王滝村3623

**答（教育長）** 子供が増えることは望ましいが現状の子供達への影響、周りの環境など、いろいろ問題点（村民との協議）話し合いながら方向性を決めていきたい。

**問** 今までの時代を遡ると、御嶽山、スキー場ありきで村は潤ってきた時もあった。時代の流れ、人の流れを先取りした急速な変化に立ち向かい、この、歴史と文化の宝庫であるこの村を思い切って変えて行かなくては、いつまで経っても変わらない、変えなくてはならない。同じチャンネルで、同じ番組ばかり見続けておることから、現代社会から取り残されてきている事を考えるべきである。古きものに拘り続けるのではなく、世の中の番組を見てチャンネルを変えるべきである。大きく変わっている世の中の傾向に向きあっていただきたい。是非とも「描いた絵」でなく、形にしていいただきたい。古き良き昭和の風情を残しつつ、時代にそぐわない建物、施設など切り捨て、空き家を活用した過疎化に立ち向う村の再生への考え方は

**答（村長）** 大変有り難い質問をいただいた。行政・議会・村民、一丸となって、提案などいただきながら進めたい

### 《まとめ》

新生村づくりチャンネルに切り替え、新しい映像を村民のアイデアも取り入れながら、村の再生に向け転換しなければ、いつまで経っても村は変わらない、思い切って、踏み出し、空き家から新しい歴史の扉を開き、実効性ある良き村づくりに向かっていっていただきたい。

### 【白巣峠通行に関わる取り組みについて】

**問** 白巣峠の進め方について、村の行く末を左右する大きな課題事業である。長野県、岐阜県中津川市の加子母、付知の状況調査を行いながら、最初の一步として、鍵の取り外しから進め開通につながることを進めていただきたい

**答（産業建設課長）** コロナ禍の影響によりこの所活動が停顿気味であった。費用、時間も掛かると思うが、東濃森林管理署への要望活動を実施しながら景観整備含め課題解決に村として取り組んで行く。

### 【職員の人材育成について】

**問** 平成20年12月に王滝村の将来に向けた人づくり・物づくりに向け提案(ツアーガイド指導員の養成・農山村の指導員)として質問しているが、当時の村長は、『新しい提案をいただいた、村としても積極的且つ継続的に人材育成施策を展開していく事が、真に求められる王滝村<sup>®</sup>を目指す事である。今後最優先に取り組んで行かなければと思っている』そういった積極的な答えが返ってきた。その後の取り組み状況について、どのように取り組み、どういった人材育成にどう進んでいるのか。伺いたい。



**答(村長)** 平成20年当時から人材育成として専門職などはなされていない。今後は民間業者に任せられるのは任せ村として持続可能な人材育成を図っていききたい。

【まとめ】 村の職員は、どっぷり浸かり込みで無く、村民憲章に添った研修をしっかりと進めていただきたい。

### 滝越3施設の指定管理者に 合同会社 Rext 滝越

滝越地区にある3施設(王滝村野外調理施設等、国民の森憩の家、おんたけ森キチオートキャンプ場)の指定管理者に合同会社 Rext(レクスト)滝越 代表者 倉橋孝四郎を指定した。

指定期間は令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間。

## 木曾広域連合議会報告

木曾広域連合は令和5年第1回定例会を2月28日(火)に開会。提出議案は下記の16件。原案どおり可決し、その日に閉会した。尚、3件については採決が行われ、賛成多数により可決された。

議案第1号 木曾広域連合個人情報保護法施行条例について

議案第2号 木曾広域連合情報公開条例について

議案第3号 木曾広域連合情報公開及び個人情報保護審査会条例について

議案第4号 木曾広域連合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について

議案第5号 木曾広域連合証紙条例の一部を改正する条例について

議案第6号 木曾広域連合 奨学資金貸付条例の一部を改正する条例について

議案第7号 木曾寮の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議案第8号 木曾広域連合広域計画の変更につき議会の議決を求めることについて

議案第9号 長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について

議案第10号 令和4年度 木曾広域連合一般会計補正予算(第5号)について

議案第11号 令和4年度 木曾広域連合介護保険特別会計補正予算(第4号)について

議案第12号 令和4年度 木曾広域連合下水道事業会計補正予算(第4号)について

議案第13号 令和5年度 木曾広域連合一般会計予算

議案第14号 令和5年度 木曾広域連合介護保険特別会計予算

議案第15号 令和5年度 木曾広域連合下水道事業会計予算

議員発議第1号 木曾広域連合議会の個人情報の保護に関する条例について

## 請願と陳情

3月定例会で審議された請願・陳情等は下記のとおりです。

○LPガス料金上昇に対する直接的な負担軽減対策を求める陳情書(地方創生臨時交付金の活用)(資料配布)

○日本全体で解決すべき問題として、普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める陳情(資料配布)

## 人権擁護委員に森氏を選任

王滝村人権擁護委員の任期満了に伴い、森敏氏(上条区)が選任された。

任期は令和5年7月1日から令和8年6月30日までの3年間。



## 【編集後記】

新型コロナウイルスの発生から3年余りがたった。この間観光業を中心に厳しい環境が続いてきたが、5月からインフルエンザと同じ「5類」に引き下げられる。感染対策はまだまだ必要ではあるが、これでもやくコロナ前の日常に戻ることができる。今年は王滝口からも剣が峰までの登山が可能となる。今年が王滝村にとって復興の年となることを願う。(広)

## 議会日誌

### 【12月】

- 15日 村議会12月定例会・議会だより編集特別委員会
- 20日 社会福祉協議会との懇談会・王滝村と木曾町商工会との商工懇談会
- 27日 例月出納検査(11月分)・防犯指導員会
- 31日 除夜祭

### 【1月】

- 1日 歳旦祭
- 5日 新年御神楽始め祭・年賀奉告祭
- 11日 木曾郡町村議会議長会(東京都)
- 12日 衆参議院要望活動、あいさつ回り
- 13日 王滝村消防団出初式
- 16日 第1回村づくり推進特別委員会
- 18日 木曾町商工会賀詞交歓会
- 19日 村づくり推進特別委員会 村長へ申入れ
- 24日 県町村議長会広報研修会
- 27日 例月出納監査(12月分)

### 【2月】

- 2日 長野県市町村総合事務組合との打合せ(web)・第2回村づくり推進特別委員会
- 4日 王滝小学校長、教育長、総務常任委員長議長による打合せ(学校教育について)
- 9日 御嶽スキー場視察・第1回全員協議会
- 11日 砂防懇談会(大桑村)
- 15日 第3回村づくり推進特別委員会
- 20日 広域連合議会運営委員会・総務常任委員会
- 21日 村議会2月臨時会・第1回議会運営委員会・広域連合議会経済観光常任委員会
- 22日 長野県町村議会議長会第36回定期総会
- 28日 例月出納検査(1月分)・広域連合議会2月定例会

### 【3月】

- 3日 第2回全員協議会
- 9日 村議会3月定例会

発行/王滝村議会

編集/議会だより編集特別委員会

長野県木曾郡王滝村 3623/(電) 0264-48-2001